

各市町村教育委員会教育長 様

千葉県教育委員会教育長
(公印省略)

小学校の通学路の緊急一斉点検の実施について (依頼)

過日、八街市において、下校中の5名の児童がトラックにはねられ、2名が死亡するという大変痛ましい事故が発生しました。

通学路における児童の安全確保は極めて重要であり、今回の事故を受け、市町村立(千葉市立を除く。)の全小学校の通学路について、緊急一斉点検を下記のとおり実施します。

本点検においては、市町村教育委員会と小学校で連携して、危険箇所を情報共有するとともに、安全対策を強化していただきますようお願いいたします。

併せて、各学校において交通安全教育を引き続き適切に実施するようお願いいたします。

記

1 調査対象

市町村立(千葉市立を除く。)の全小学校の通学路

※通学路は、教育委員会及び学校等において指定しているものを指す。

2 調査内容

通学路の点検を実施し、安全対策が実施されていない危険箇所について、「①危険箇所の場所」、「②危険の内容」、「③安全対策の内容」及び「④安全対策の実施時期」を様式1に従ってまとめること。

※ 通学路の点検に当たっては、県教育委員会が作成した「学校安全の手引き」も参考にすること。

※ 今回の点検に当たっては、これまでに安全対策が実施されている危険箇所も含めて、改めて通学路の点検を行うこと。点検の結果、通学路の状況を踏まえ、安全対策が不十分であると考えられる危険箇所についても、様式1に従って記載すること。

※ 通学路の安全対策については、通学路の状況を踏まえ、警察、道路管理者等と連携して実施すること。

3 報告の提出

市町村教育委員会から県教育委員会の下記担当宛てに、メールにて8月19日(木)までに報告願います。

(担当)

千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課

安全室 指導主事 日暮 明

電話 043-223-4091

FAX 043-225-8419

メール 【chgakuhoan@mz.pref.chiba.lg.jp】

教安第498号
令和3年6月30日

各教育事務所長 様

教育振興部学校安全保健課長

小学校の通学路の緊急一斉点検の実施について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり貴域内各市町村教育委員会教育長宛てに
依頼しましたので、御了知願います。

(担 当)

千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課

安全室 指導主事 日暮 明

電話 043-223-4091

FAX 043-225-8419



教安第498号
令和3年6月30日

各市町村教育委員会教育長 様

千葉県教育委員会教育長
(公印省略)

小学校の通学路の緊急一斉点検の実施について (依頼)

過日、八街市において、下校中の5名の児童がトラックにはねられ、2名が死亡するという大変痛ましい事故が発生しました。

通学路における児童の安全確保は極めて重要であり、今回の事故を受け、市町村立(千葉市立を除く。)の全小学校の通学路について、緊急一斉点検を下記のとおり実施します。

本点検においては、市町村教育委員会と小学校で連携して、危険箇所を情報共有するとともに、安全対策を強化していただきますようお願いいたします。

併せて、各学校において交通安全教育を引き続き適切に実施するようお願いいたします。

記

1 調査対象

市町村立(千葉市立を除く。)の全小学校の通学路

※通学路は、教育委員会及び学校等において指定しているものを指す。

2 調査内容

通学路の点検を実施し、安全対策が実施されていない危険箇所について、「①危険箇所の場所」、「②危険の内容」、「③安全対策の内容」及び「④安全対策の実施時期」を様式1に従ってまとめること。

※ 通学路の点検に当たっては、県教育委員会が作成した「学校安全の手引き」も参考にすること。

※ 今回の点検に当たっては、これまでに安全対策が実施されている危険箇所も含めて、改めて通学路の点検を行うこと。点検の結果、通学路の状況を踏まえ、安全対策が不十分であると考えられる危険箇所についても、様式1に従って記載すること。

※ 通学路の安全対策については、通学路の状況を踏まえ、警察、道路管理者等と連携して実施すること。

3 報告の提出

市町村教育委員会から県教育委員会の下記担当宛てに、メールにて8月19日(木)までに報告願います。

(担当)

千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課

安全室 指導主事 日暮 明

電話 043-223-4091

FAX 043-225-8419

メール 【chgakuhoan@mz.pref.chiba.lg.jp】